

名古屋市エコ事業所認定制度実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、環境に配慮した取組を自主的かつ積極的に実施している事業所を「名古屋市エコ事業所」として認定するために必要な事項を定め、もって事業者の取組意欲を高めるとともに、その取組事例の普及により環境に配慮した事業活動への転換を促進することを目的とする。

(認定区分)

第 2 条 「名古屋市エコ事業所」の認定区分として、次の各号に掲げる区分を設ける。

- (1) エコ事業所
- (2) 優良エコ事業所

(対象)

第 3 条 前条に規定するエコ事業所及び優良エコ事業所（以下「エコ事業所等」という。）の認定の対象となる事業所は、次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 事業所の所在地が名古屋市内にあること。
- (2) 前条に規定する認定区分に応じて、次に掲げる要件をいずれも満たしていること。

ア エコ事業所

別表に定める「環境に配慮した取組及び評価点」において、その評価点の合計が 6 点以上となる取組を実施していること。

イ 優良エコ事業所

- (ア) 別表に定める「環境に配慮した取組及び評価点」において、その評価点の合計が 15 点以上となる取組を実施していること。
 - (イ) 申請する年度の前年度又は申請する年度の前年度以前 3 か年度の平均の温室効果ガスの年間排出量が基準年度（平成 17 年度以降の任意の年度）の排出量よりも低下していること。また、認定後は、3 年後の更新時期ごとに温室効果ガスの排出量（更新申請する年度の前年度以前 3 か年度の平均の排出量）が基準年度の排出量よりも低下していること。
 - (ウ) 環境に配慮した取組結果をまとめた環境活動レポートを市に提出し、公表すること。
- (3) 名古屋市暴力団排除条例（平成 24 年名古屋市条例第 19 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）でないこと又は同条第 2 号に規定する暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有する者が所属していないこと。

(認定範囲)

第 4 条 前条に規定するエコ事業所等として認定する事業所の認定範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本店、支店、工場、営業所等、対外的に独立して事業活動を営んでいると認められる事業所単位とする。
- (2) 複合施設、オフィスビル等で事業活動を営んでいる事業所については、他の事業所と区画・区分できる範囲とする。

(3) 同一事業者が、同一敷地内に業務内容の異なる複数の事業所を設置し、外形的に区分することができない場合は、一体の事業所として扱う。

(募集及び申請)

第 5 条 エコ事業所等の募集は、年間を通じて実施し、随時、応募申請を受け付けるものとする。

2 エコ事業所等の認定を受けようとする事業者は、次の各号に掲げる事項を記載したエコ事業所認定（新規・更新）申請書（第 1 号様式）（以下「認定申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称、住所及び生年月日（法人にあっては、名称、所在地、代表者の氏名及び生年月日）

(2) 環境保全に関する経営理念・方針

(3) 実施している環境に配慮した取組の内容

3 優良エコ事業所の認定を受けようとする事業者にあっては、前項に掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 温室効果ガス排出量報告書（第 2 号様式）

(2) 環境活動レポート

4 第 2 項に掲げる認定申請書には、可能な限り環境に配慮した取組の内容に関する説明資料、写真、図面等を添付するとともに、環境関係法令等一覧表（第 3 号様式）を添付しなければならない。

5 前項に規定する環境関係法令とは、次の各号に掲げる法律又は条例とする。

(1) 工業用水法（昭和 31 年法律第 146 号）

(2) 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）

(3) 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）

(4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）

(5) 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）

(6) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和 46 年法律第 107 号）

(7) 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）

(8) 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）

(9) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）

(10) 特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号）

(11) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成 11 年法律第 86 号）

(12) ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）

(13) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）

(14) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）

(15) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号）

(16) 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成 14 年法律第 87 号）

(17) 県民の生活環境の保全等に関する条例（平成 15 年愛知県条例第 7 号）

(18) 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成 15 年名古屋市条例第 15 号）

(19) 名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成 4 年名古屋市条例第 46 号）

(20) 名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例（平成 15 年名古屋市条例第 68 号）

6 同一事業者が複数の事業所の申請をする場合は、それぞれの事業所について第 2 項から第 4 項までに掲げる事項について説明できる資料を添付すれば、1 つの認定申請書によって認定申請を行うことができる。

（エコ事業所等の認定）

第 6 条 エコ事業所等は、第 3 条の要件に基づき、市長が認定する。

2 市長は、エコ事業所等の認定に際しては、必要に応じて事前に申請者への聞き取り調査や現地調査等を行い、申請内容等を確認することができる。

3 市長は、エコ事業所等の認定の基準について、有識者の意見を聴くよう努めるものとする。

第 7 条 削除

（認定証の交付等）

第 8 条 市長は、エコ事業所等として認定した事業所に、エコ事業所認定証（第 5 号様式）又は優良エコ事業所認定証（第 6 号様式）を交付するとともに、認定プレート（第 7 号様式）を交付する。

2 既にエコ事業所の認定を受けている事業所が、新たに優良エコ事業所の認定を受けた場合には、新たに交付する優良エコ事業所認定証と引き換えに、既に交付済のエコ事業所認定証を市長へ返納するものとする。

3 エコ事業所等に認定された事業所は、認定区分に応じて、エコ事業所ロゴマーク（第 8 号様式）又は優良エコ事業所ロゴマーク（第 9 号様式）をその事業者が発行する印刷物等に表示することができる。

4 前項に規定するロゴマークの使用を希望するエコ事業所等は、認定区分に応じて、エコ事業所ロゴマーク使用届出書（第 10 号様式）又は優良エコ事業所ロゴマーク使用届出書（第 11 号様式）により市長に届け出なければならない。

（変更・廃止の届出）

第 9 条 エコ事業所等は、次の各号に掲げるときには、エコ事業所申請事項（変更・廃止）届出書（第 12 号様式）を市長に提出しなければならない。

(1) 事業所の名称を変更したとき。

(2) 事業所の住所を変更したとき。

(3) 事業所を所管する事業者が変更となったとき。

(4) 認定申請書に記載した、実施している環境に配慮した取組の内容又はその実施状況に変更があり、評価点の合計がエコ事業所は 6 点未満、優良エコ事業所にあつては 15 点未満になったとき。

(5) 会社の合併又は解散、事業の休止又は廃止等事業活動の存続に関する事項があつたとき。

(6) 第 5 条第 5 項に規定する環境関係法令に違反して行政処分を受けたとき。

(確認調査)

第 10 条 前条第 2 号から第 6 号に掲げる場合には、事業所に対して、聞き取り調査及び現地調査を実施し、届出内容の確認を行うことができる。

(認定の更新)

第 11 条 エコ事業所等は、認定日の属する月から 3 年後の同じ月の末日までに認定の更新を受けなければならない。

2 前項に規定する更新手続には、第 5 条第 2 項から第 6 項までの規定を準用する。

3 優良エコ事業所の更新において、第 3 条第 2 号イに規定する優良エコ事業所の認定要件を満たさなくなった事業所が、エコ事業所の認定要件は満たしている場合には、当該事業所をエコ事業所として認定の更新を行うものとする。ただし、第 3 条第 2 号イに規定する優良エコ事業所の認定要件を満たさなくなった場合でも、当該事業所が今後の温室効果ガス排出量の削減計画等を提出し、その内容を市長が妥当であると認めたときは、優良エコ事業所の認定を更新できるものとする。

(認定取消)

第 12 条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認定の取消を行うことができる。

(1) エコ事業所等が環境関係法令による規定に違反し、行政処分を受けたとき。

(2) エコ事業所等がこの制度の趣旨を逸脱するような反社会的行為を行ったと認められるとき。

(3) エコ事業所等が虚偽の申告その他不正な手段により第 6 条の認定を受けたとき。

(4) エコ事業所等が第 3 条各号に定める要件を満たさなくなったとき。

2 前項の規定により認定を取り消された事業所は、認定の取消の通知を受けた日の翌日から起算して 3 年間、認定を受けることができない。ただし、第 3 条第 1 号及び第 2 号に定める要件を満たさなくなったことによる場合は、この限りではない。

(広報)

第 13 条 エコ事業所等の環境に配慮した取組事例については、事例集の発行及び市のホームページ等により普及啓発に努めるものとする。

(補則)

第 14 条 この要綱に関する事務は、環境局環境企画部低炭素都市推進課において処理する。

(委任)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、環境局環境都市推進監が定める。

附 則

この要綱は、平成 14 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 11 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 10 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 9 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

2 従前の様式による申請書等は、当分の間、改正後の要綱の規定に基づいて提出されたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2 従前の様式により提出された申請書等は、当分の間、この要綱の規定に基づいて提出されたものとみなす。

附 則

1 この要綱は、平成 30 年 2 月 1 日から施行する。

2 従前の様式により提出された申請書等は、当分の間、この要綱の規定に基づいて提出されたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 号様式、第 10 号様式から第 12 号様式までの改正規定（「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める部分に限る。）は、平成 31 年 7 月 1 日から施行する。